

花巻監督署 情報チャンネル

令和8年1月号



図・表等に必要なリンクを付けていますので適宜クリックしてご覧ください。

I 謹賀新年

令和7年はどんな一年でしたか？ 令和8年はどんな一年になりそうですか？

花巻監督署管内の労働災害は、前年を上回り、死亡災害は残念ながら2名となってしまいました。令和8年こそ死亡災害ゼロ達成に向け、労働災害の減少、死亡災害ゼロを目指し、関係機関・業界団体等と連携を図りながら、また、各事業場の皆様にもご理解ご協力を頂きながら各種活動を展開して参ります。

令和8年「うま年」は、税制改正をはじめ様々な制度改正が始まります。また、これまで情報チャンネルでお伝えしてきた労働関係法令等でも改正法の施行が順次進んでいるところです。各事業場では、今年も厳しい経済情勢の中事業運営を進められることと思いますが、「無事故・無災害」「安全第一」と共に「心と体の健康確保」を掲げ積極的な取組みをお願いいたします。

令和8年が皆様にとって良き一年となりますようご祈念申し上げます。

花巻労働基準監督署 職員一同



雪の下
アイスバーンが
牙を剥く



令和7年度 冬季転倒防止対策キヤッチフレーズ
(建設業労働災害防止協会岩手県支部北上分会様 考案)

花巻労働基準監督署・管内労働災害防止連絡会議

いわて年末年始無災害運動
令和7年12月1日～令和8年1月31日
冬季特有の災害を防止しよう！

12月から2月は
**冬季転倒災害防止
対策強化期間** です

応募いただいた約840作品の中から井上和樹さんの作品に決定しました。
(令和7年11月4日厚生労働省プレスリース)

II 化学物質管理強調月間 2月1日～28日

令和7年度スローガン 『慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方』



化学物質は、製造業以外（建設業、飲食業、宿泊業等のサービス業等）でも広く使用されています。
自社の対策が適切に行われているか、確認しましょう！

中災防↓



【職場実施事項】

- ① 日常の化学物質管理の総点検実施（SDSによるリスク確認、リスクアセスメント、有害物ばく露防止対策など）
- ② 事業者、総括安全衛生管理者、衛生管理者、作業主任者等、各級管理者による職場巡視
- ③ スローガンの掲示、啓発
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

ワークショップ開催予定

【開催時期】令和8年1月～2月 【開催場所】東京・大阪 （詳細は厚生労働省ホームページ公表予定）

【内容】新たな化学物質管理に関する制度の背景や現状、化学物質の自律的管理に関する基礎的情報を共有するセッション。

飲食業・宿泊業など、これまで化学物質管理の経験が少ない事業者を対象に、リスクアセスメントや安全管理の進め方を体験的に学ぶ実践的ワークショップ。

III シリーズ 健康情報 ⑩『カロリーコントロール』の巻

健康日本21（第三次）では、歩数の増加が提唱されています。「歩数の増加」は、健康寿命延伸や社会生活機能の維持・増進につながる直接的かつ効果的な方策とされ、歩数と疾病罹患率あるいは死亡率との間に明確な関係があることが確認されています。

※アクティブガイド－健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023－（アクティブガイド2023）高齢者版

運動不足だな～と感じつつ、お腹周りが気になっていてもなかなか運動を続けることは難しいのが現状でしょうか。そこで、運動することが難しい方は、以下の「カロリーコントロール」をしてみませんか。ちょっと意識するだけで結果ができるかも。

- ① バランスの良い食事を心がける … 好きなもの・食べたいものを偏食せず、さまざまな食品をバランスよく摂る。「腹八分」で！
- ② 脂質の摂り過ぎに注意 … 脂質の摂り過ぎはカロリー過多に直結。ポテトチップス・フライドポテト・唐揚げはとても美味しいですが、摂り過ぎはカロリー過多になりますので注意！ ※青魚の不飽和脂肪酸にはコレステロールを減らす働きがあるとされていますので積極的に摂りましょう。
- ③ 甘い物の食べ過ぎ注意 … ケーキ・菓子パン・ジュースなどの甘いものは「ついつい」食べたくなりますよね。でも、甘いものはカロリーが高く、食べ過ぎはエネルギー過剰に。自分なりのルールを決めて適量を楽しみましょう！
- ④ 体重計測で管理 … 体重を図り変化を観察。「BMI25未満」を目標に！ 肥満は、高血圧・糖尿病・脂質異常につながります。



厚生労働省

ひと・くらし・みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局 花巻労働基準監督署

IV 改正労働安全衛生法等の説明会にご参加ください

改正労働安全衛生法及び作業環境測定法が令和8年1月から順次施行されます。

厚生労働省では、法改正に係る説明会（オンライン併用）を開催していますので、是非ご参加ください。

※会場の座席数には限りがございます。満席の場合はオンラインでの御参加もご検討ください。

説明会
参加申し込み
こちら→



Peatix ページ

希望会場をクリックすると申込みできます→



2026.12.16(火)
東京・新宿区
新宿文化センター

2026.1.13(火)
北海道・札幌市
北海道立道民活動
センターかでる2-7

2026.1.14(水)
北海道・旭川市
旭川市民文化会館

2026.1.16(金)
宮城・仙台市
仙台市戦災復興記念館

2026.1.26(木)
石川・金沢市
石川県地場産業
振興センター

2026.1.27(火)
愛知・名古屋市
東桜会館

2026.1.29(木)
大阪・大阪市
コミ協ひがしなり
区民センター

2026.1.30(金)
兵庫・神戸市
神戸地方合同庁舎
(第4共用会議室)

2026.2.2(月)
広島・広島市
広島合同庁舎
(大会議室)

2026.2.3(火)
愛媛・松山市
愛媛県民文化会館

2026.2.5(木)
福岡・福岡市
福岡国際会議場

2026.2.19(木)
東京・渋谷
東京ワシントンホテル

改正法条文・通達、リーフレットこちら↓

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法
改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み
多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策などの措置を行う改正を行いました。

説明会、改正法の内容に関する
厚生労働省 HP→



V 職場や自宅の地震対策を点検しましょう

北海道・三陸沖 地震・津波に備えを！

マグニチュード M7.0以上の大震が起きたら…

続いて発生する
巨大地震の可能性！
情報で備えを

【北海道・三陸沖後発地震注意情報】2022年12月運用開始

※情報が発信されたとしても、必ず巨大地震が発生するとは限りません。

2011.3.11 東日本最震災から14年、マグニチュード7.6の大きな地震（青森県東方沖地震）が発生、東日本大震災を彷彿させる大きな揺れで、一時津波警報も発表となりました。内閣府「防災情報ページ」では、将来予想されている「日本海溝」「千島海溝」沿いの巨大地震に関する情報を発信しています。SNS等の偽情報に注意しつつ、正しい情報を把握し非常時への備えを進めましょう。※[気象庁「地震から身を守るために」](#)

北海道・三陸沖後発地震注意情報
解説ページ（内閣府）↓

← クリックしてリーフレットをご覧ください。 →



こちらは
読みやすい
マンガ版です



VI 労働基準法 よくある相談 ⑯『解雇 or 退職』

Q：上司から「辞めるしかないんじゃないのか」「明日から来なくていいよ」と言われた。これって解雇ですよね。

A：「解雇」は、使用者の申し出によって労働契約を解除しようとするもので、労働者側には働く状態や働く意思がある状態の中で行われるものであります。使用者側の都合で労働契約を解除しようとする場合や、労働者側に元々の原因があって労働契約を解除しようとする場合等があります。また、解雇の場合は、「解雇の予告」又は「解雇予告手当の支払い」が必要です（労基法第20条）。

一方、「退職」は、労働者の申し出によって労働契約を解除しようとするもので、使用者側は働くことを求めている状態の中で行われるものであります。こちらも参照 ➔ [退職、解雇、雇止めなど一確かめよう労働条件 - \(労働条件に関する総合サイト\)](#)

「辞めるしかないんじゃないのか」「来なくていいよ」という発言は、使用者側に明確な解雇の意思があると直接的に解釈できないものであり、「身の振り方は労働者側にゆだねられている状態」と考えられ、いわゆる「退職勧奨」となるものであり、解雇かどうかハッキリしないため、労使紛争に該当し、労働局の「個別労働紛争解決制度」が活用できます。

ご相談のような曖昧なことを言わされたら、「解雇ですか」と発言の趣旨や意味、解雇日などを確認する必要があります。

上司から言わされたということですが、採用や解雇に関する権限を有していない人の発言は何の効力もありません。

また、仮に「解雇と受け取ってもらって構わない」「解雇ということだ」となった場合は、労基法第22条に基づき「退職時等の証明」を求めることがありますし、使用者は「解雇予告」又は「解雇予告手当の支払い」が必要となります。

解雇・退職に関するトラブルは、岩手労働局総合労働相談コーナー [0120-980-783] (9:00~17:00 土日祝祭日を除く)、各監督署内総合労働相談コーナー（花巻総合労働相談コーナー [0198-20-2310] (9:00~17:00 土日祝祭日を除く)

をご利用ください。

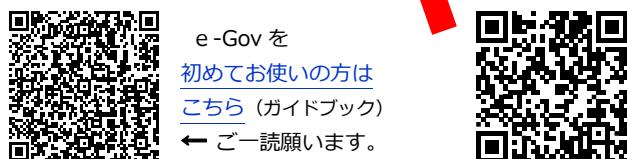
ご不明な点がありましたら、最寄りの労働基準監督署までお問合せください。



VII 健康診断結果報告は電子申請で！

令和7年1月1日より、定期健康診断結果報告などが「原則電子申請」になっています。電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくとスムーズに申請できますので、ぜひご利用ください。

花巻監督署では、健康診断結果報告未提出事業場に対する督促を行っています。提出時期によっては行き違いになることもありますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。



※「電子申請」を利用する場合、e-Gov アカウント、G ビズ ID、または Microsoft アカウントが必要です。

VIII 勞動安全衛生規則、電離放射線障礙防止規則 改正

「労働安全衛生規則」から順次施行します。 「電離放射線障害防止規則」が改正！令和7年10月29日（一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日）詳しく述べは、リーフレットをクリックし、ご覧ください。

エックス線装置・ガンマ線照射装置を使う事業主の皆さんへ

電離放射線障害防止規則等の改正について 安全対策の強化と特別教育の拡充

厚生労働省は「労働安全衛生規則」(以下「安全規則」と)と「透過写真撮影業務特別教育規程」(以下「一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日施行するほか、エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影業務特別教育規程」として改称する)を改正するに伴い、エックス線装置の設置義務化、医療用の主な改正内容は以下の通りです。

令和9年10月1日施行

電離規則第17条第2項ないし第6項
工業用等の特定エックス線装置の安全装置の設置義務化、医療用の

工業用等の特定エックス線装置の自己点検

工業用の特定エックス線装置(波高値による定格報装置の設置が義務化されます)。

- 従来は管電圧150kV超の装置に自動警報装置の設置が設置義務の対象となります。なお、医療用装置を含む周知の指置は、関係者が確実に認めたうえで、

工業用等の特定エックス線装置の安全管理

工業用等の特定エックス線装置(主に波高値によるターロックや安全ロックキー、リミットスイッチ連鎖被ばくを防ぐフルループのための安全装置)の

- 当該「安全装置」については、安衛則第28条おのの許可等の義務事務についても適用されます。なお、事業者は、工業用等の特定エックス線装置の除外したりする場合には、その代替措置が必要です。

※ 今回新たに自動警報装置または安全装置を設置するうち、①既にメーカーが現存しない装置、②改修により装置の機能や安全性に問題が生じる装置の設置に代わる措置により対応ください(経営者)

医療用の特定エックス線装置に関する

電離則における「医療用」のエックス線装置につく被ばく低減措置を、電離則においても義務づけます。

さける医療用」の示す範囲

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影業務特別教育規程

作業主任者の職務

電離放射線障害予防

厚生労働省は「電離放射線障害防止規則」(以下「電離規則」と)または令和9年10月1日から順次改正に伴い、医療用の特定エックス線装置についてのほか、エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影業務特別教育規程

電離則に掲げられている標識の掲示や安全のための器具の着装等の確認等の従来の職務に以下の職務を追加します。

電離規則第47条
エックス線作業主任者の職務拡大

令和8年4月1日施行

自動警報装置の異常時の措置

作業の方法の決定と放射線業務従事者の安全装置の運営

自動警報装置の異常時には、事業者に使用を止めさせた従事者は被ばくができるだけ少なくするように作業の運営を実施する。

令和9年10月1日施行

安全装置の有効保持のための点検、安全装置を無効化する際の代替措置

エックス線装置の使用の際にフルループのための安全装置の異常時には事業者に装置本体の使用を停止するの間に安全装置を無効化した場合に代替措置が適用されます。

令和9年10月1日施行

改修が著しく困難な装置に関する経営者

今回新たに自動警報装置または安全装置を設置しない既にメーカーが現存しない装置、改修により装置の機能や安全性に問題が生じる装置については、自らの責任で電離規則第52条の3
さける医療用



ご留意ください「じん肺健康管理実施状況報告」

粉じん作業に従事する方は、じん肺健康診断を実施することがじん肺法で義務付けられています（じん肺法第7条～9条）。

「**じん肺健康診断結果報告**」は、毎年、12月31日現在の状況について、翌年2月末までに、所轄労働基準監督署長に提出することになります（じん肺法施行規則第37条）。

じん肺健康診断の結果、所見の無かつた方は、じん肺管理区分1となります。所見のあった方は、労働局にエックス線写真等を提出し、管理区分決定を受ける必要があります（じん肺法第12条、13条）。

「じん肺管理区分1」の方は3年に1回じん肺健康診断を実施することになりますが（じん肺法第7条～9条）、じん肺健康診断を実施しない年であっても「じん肺健康管理実施状況報告」の提出は必要です。報告漏れのないようご留意ください。

ご不明な点は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

改正電離則に関する解説動画もありますので、是非ご覧ください。➡ [解説動画](#)



<h1>作業主任者の職務が追加されます 電離放射線障害防止規則等の改正</h1> <p>エックス線装置・ガンマ線照射装置</p> <p>厚生労働省は「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」)等を令和8年4月1日または令和9年10月1日から順次施行します。改正に伴い、工業用の特定エックス線装置について自動警報装置のほか、エックス線作業主任者・ガンマ線透过写真撮影作業主任者の職務等の確認等の従来の職務に以下の職務を追加します。</p> <p>電離則に掲げられている標識の掲示や安全のための措置、放射機器の装着等の確認等の従来の職務に以下の職務を追加します。</p> <p>電離則第47条 エックス線作業主任者の職務拡大</p> <p>令和8年4月1日施行</p> <p>自動警報装置の異常時の措置 作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮</p> <p>自動警報装置の異常時には、事業者に使用を止めさせるなどの必要従事者は被ばくをできるだけ少なくするよう作業の方法を定め、</p> <p>令和9年10月1日施行</p> <p>安全装置の有効保持のための点検、その異常 安全装置を無効化する際の代替措置の確認</p> <p>エックス線装置の使用中に二重ブルーフーのための安全装置が有効全装置の異常時には事業者に装置本体の使用を停止させるなどの際に安全装置を無効化等した場合に代替措置が適切に行われている。</p> <p>令和9年10月1日施行</p> <p>改修が著しく困難な装置に関する経過措置の 実施</p> <p>今回新たに自動警報装置または安全装置を設置しなければならない際にマーカーが現しない場合、改修に必要な面図がなかなか提出の機能や安全性に問題が生じる装置については、自動警報装置や</p> <p>ださい。</p> <p>電離則第52条の3 ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大</p> <p>令和8年4月1日施行</p> <p>自動警報装置の異常時の措置 作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮</p> <p>事業者に使用を止めさせるなどの必要従事者は被ばくをできるだけ少なくするよう作業の手順、電離放射線障害防止規則等の規定により、重複する斜</p>	
--	--

科 目	範 囲	時 間
エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識	作業の手順、電離放射線の測定、被ばく防止の方法、事故時の措置	1.5h
エックス線装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	エックス線装置を取り扱う業務を行なう者にあっては、次に掲げるものの エックス線装置の原理、エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器及び制御機の構造及び機能、エックス線装置の操作及び点検	1.5h
ガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	ガンマ線照射装置の種類及び型式、線源容器の構造及び機能、放射線源送込装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能、放射線源の構造及び放射性物質の性質、ガンマ線照射装置の操作及び点検	1.5h
電離放射線の生物に与える影響	電離放射線の種類及び性質、電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	0.5h
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	1.0h

※下線部は、特別教育規程において改正により変更される箇所

X サポートします「治療と仕事の両立支援」

事業場の皆様へ
病気になっても働き続けられる
職場づくりをサポートします!

治療と
仕事の
両立支援

～がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病、メンタルヘルス不調など～

ご相談はお気軽に

治療と仕事の両立支援に関する相談に、電話・メール・面談等により対応します。

セミナー・研修の実施

両立支援の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーを実施します。

個別訪問支援

両立支援に精通したスタッフが、事業場を訪問し、社内制度の整備、就業規則の見直し、進め方についての助言等、両立支援制度の導入をサポートします。

個別調整支援

患者さんを中心 医療機関・事業場との間で情報共有、仲介、調整支援、両立支援プランの作成等について助言・支援をします。

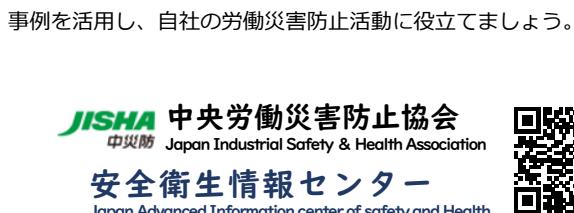
お気軽にご相談ください 無料

johas 独立行政法人 労働者健康安全機構 Japan Organization of Occupational Health and Safety 岩手産業保健総合支援センター

画像をクリック 岩手産業保健総合支援センターHP にリンク

XI 写真で見る労働災害ニュース

中央労働災害防止協会（中災防）安全衛生情報センターでは、労働災害のニュースを写真で掲載しています。



写真で見る労働災害ニュース

労働災害現場の写真について、新聞等の掲載写真と簡単な説明を紹介しています。

写真をクリックすると大きな画像と説明を見ることができます。

(注) 掲載写真の転載・複製については、いかなる場合も
写真提供元の許諾無しには禁止いたします。

こちらもご利用ください↓



厚生労働省



厚生労働省

ひとくらしみらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

XII リニューアル「労働基準法の基礎知識」

厚生労働省は、従前よりご活用いただいておりましたリーフレット「労働基準法の基礎知識」について、近年の労基法改正等を踏まえ、改訂しました。ぜひご活用ください。

労働基準法の基礎知識

労働基準法は、正社員、アルバイトなどの名称を問わず全ての労働者に適用されるルールです。このリーフレットは、労働基準法のポイントを分かりやすくまとめたものです。

ポイント1 労働条件の明示

労働者を採用するときは、以下の労働条件を明示しなければなりません。
(労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条)

必ず明示しなければならないこと

- ①契約期間に関すること
- ②有期労働契約を更新する場合の基準に関すること (通常契約期間又は定期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む)^(注1)
- ③就業場所、從事する業務に関すること (変更の範囲を含む)
- ④始業・終業時刻、休憩、休日などに関すること
- ⑤賃金の決定方法、支払時期などに関すること
- ⑥退職に関すること(雇用の事由を含む)
- ⑦無期転換の申込みに関する事項 (無期転換後の労働条件を含む)^(注2)
- ⑧昇給に関すること

厚生労働省のホームページに、
モデル労働条件通知書が
掲載されていますのでご活用ください。



定めをした場合に明示しなければならないこと

- ①退職手当に関すること
- ②賞与などに関すること
- ③食費、作業用品などの負担に関すること
- ④安全衛生に関すること
- ⑤職業訓練に関すること
- ⑥災害補償などに関すること
- ⑦表彰や制限に関すること
- ⑧休憩に関すること

(※1)労働者が希望した場合
法で明示することがで
力できるものに限り
(※2)有期労働契約を更新す
(※3)有期労働契約の更新の
申込みをすることが



その他労働基準関係
各種リーフレット
をご覧ください。

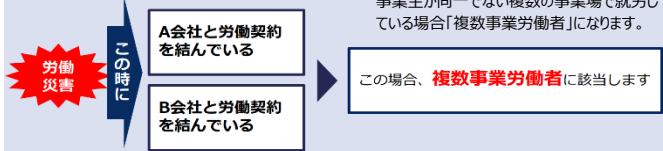


XII 労災補償「ダブルワーク」

副業や兼業等いわゆる「ダブルワーク」として、複数の事業場で働いている方も労災補償の対象となっています（2020年9月労働者災害補償保険法改正）。

対象となる労働者は？

複数事業労働者に関する原則的具体例



休業補償はどうなるの？

複数の事業場で働いている場合、各就業先の事業場で支払われている賃金額を合算した額を基礎として給付基礎日額（保険給付の算定基礎となる日額）が決定されます。



複数事業労働者の保険給付額は？

(例) A社とB社の2社で就業中の場合。

※A社では月給30万円、B社では日給1万円で12日／月勤務、直近3ヶ月の暦日数が90日の場合。

<計算方法>

$$A社 30万円 \times 3ヶ月 \div 90日 = 10,000円$$

$$B社 1万円 \times 12日 \times 3ヶ月 \div 90日 = 4,000円$$

A社+B社

$$10,000円 + 4,000円 = 14,000円 給付基礎日額 : 14,000円$$



詳しくはリーフレットをご覧ください。

